

青森県報

号外第八十四号

令和三年
九月八日
(水曜日)

目次

○生活保護法による指定医療機関の名称変更の届出……………	(健康福祉課)	一
○生活保護法による指定医療機関の事業所の所在地変更の届出……………	(同)	二
○生活保護法による指定介護機関の居宅介護事業所の名称変更の届出……………	(同)	二
○生活保護法による指定介護機関の居宅介護事業所の所在地変更の届出……………	(同)	二
○生活保護法による指定介護機関の介護予防事業所の名称変更の届出……………	(同)	三
○生活保護法による指定介護機関の介護予防事業所の所在地変更の届出……………	(同)	三
○生活保護法による指定介護機関の介護予防・日常生活支援事業所の所在地変更の届出……………	(同)	三
○生活保護法による指定介護機関の廃止の届出……………	(同)	三
○右 同……………	(同)	四
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の名称変更の届出……………	(同)	四
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の居宅介護事業所の名称変更の届出……………	(同)	四
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の居宅介護事業所の所在地変更の届出……………	(同)	五

○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の介護予防事業所の名称変更の届出……………	(同)	五
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の介護予防事業所の所在地変更の届出……………	(同)	五
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の介護予防・日常生活支援事業所の所在地変更の届出……………	(同)	六
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出……………	(同)	六
○右 同……………	(同)	六

告 示

青森県告示第六百六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から名称を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和三年九月八日

青森県知事 三 村 申 吾

変更前	変更後	区分	名 称	所 在 地	変 更 日
五戸東薬局	なの花薬局五戸東店			三戸郡五戸町字鍛冶屋窪上ミ三四の一	令和 三・八・一

青森県告示第六百七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十条の三第二号の規定により告示する。

令和三年九月八日

青森県知事 三 村 申 吾

区分		名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	変更年月日
変更前	変更後					
社会福祉法人 人生がいき 和田	社会福祉法人 人生がいき 和田	十和田市東三 番町一の六	訪問看護ステーション どんぐり村	十和田市東三番 町一の六	十和田市大字三 本木字一本木沢 九三の七	令和 三・八・一

青森県告示第六百八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から居宅介護事業所の名称を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和三年九月八日

青森県知事 三 村 申 吾

区分		名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業の種類	名称	所在地	変更年月日
変更前	変更後						
居宅介護事業者	居宅介護事業者	居宅介護事業所	居宅介護事業所	居宅介護	居宅介護事業所	居宅介護事業所	令和三年九月八日

青森県告示第六百九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から居宅介護事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和三年九月八日

青森県知事 三 村 申 吾

変更前	変更後
株式会社 なの花東	株式会社 なの花東
八戸市石堂 二丁目二四 の三〇	八戸市石堂 二丁目二四 の三〇
居宅療養 管理指導	居宅療養 管理指導
五戸東薬 局	五戸東薬 局
三戸郡五戸 町字鍛冶屋 窪上ミ三四 の一	三戸郡五戸 町字鍛冶屋 窪上ミ三四 の一
令和 三・八・一	令和 三・八・一

区分		名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業の種類	名称	所在地	変更年月日
変更前	変更後						
有限会社 ケアサ ポータ健 美	有限会社 ケアサ ポータ健 美	十和田市稲 生町一のの 三七	訪問介護	ケアサ ポータ健 美	十和田市東 三番町三〇 の二六	十和田市東 三番町三〇 の二六	平成 三・二・五
社会福祉 法人人生 がいき和 田	社会福祉 法人人生 がいき和 田	十和田市東 三番町一の 六	訪問看護	訪問看護 ステーション どんぐり村	十和田市大 字三本木沢 九三の七	十和田市大 字三本木沢 九三の七	令和 三・八・一

青森県告示第六百十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から介護予防事業所の名称を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和三年九月八日

青森県知事 三 村 申 吾

変更に前		変更に後	
名称	株式会社 なの花東	名称	株式会社 なの花東
主たる事務 所の所在地	八戸市石堂 二丁目二四 の三〇	主たる事務 所の所在地	八戸市石堂 二丁目二四 の三〇
介護予防 事業の種 類		介護予防 事業の種 類	
介護予防 事業所		介護予防 事業所	
名称	五戸東薬 局	名称	五戸東薬 局
所在地	三戸郡五戸 町字鍛冶屋 窪上ミ三四 の一	所在地	三戸郡五戸 町字鍛冶屋 窪上ミ三四 の一
変更 年月日		令和 三・八・一	

青森県告示第六百一十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から介護予防事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和三年九月八日

青森県知事 三 村 申 吾

変更に前		変更に後	
名称	介護予防事業 者	名称	介護予防事業 者
主たる事務 所の所在地		主たる事務 所の所在地	
介護予防 事業の種 類		介護予防 事業の種 類	
介護予防 事業所		介護予防 事業所	
名称	所在地	名称	所在地
変更 年月日		令和 三・八・一	

青森県告示第六百一十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第六項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から介護予防・日常生活支援事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和三年九月八日

青森県知事 三 村 申 吾

変更に前		変更に後	
名称	社会福祉 法人生和 がいき	名称	社会福祉 法人生和 がいき
主たる事務 所の所在地	十和田市東 三番町一の 六	主たる事務 所の所在地	十和田市東 三番町一の 六
介護予防 事業の種 類		介護予防 事業の種 類	
訪問看護		訪問看護	
名称	訪問看護 センター シヨンド んぐり村	名称	訪問看護 センター シヨンド んぐり村
所在地	十和田市大 字三本木 九	所在地	十和田市大 字三本木 九
変更 年月日		令和 三・八・一	

青森県告示第六百一十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和三年九月八日

青森県知事 三 村 申 吾

変更に前		変更に後	
名称	有限会社 ケアサ ポート健 美	名称	有限会社 ケアサ ポート健 美
主たる事務 所の所在地	十和田市 三番町一 の二六	主たる事務 所の所在地	十和田市 三番町一 の二六
介護予防 事業の種 類		介護予防 事業の種 類	
訪問看護		訪問看護	
名称	訪問看護 センター ケアサ ポート健 美	名称	訪問看護 センター ケアサ ポート健 美
所在地	十和田市 三番町一 の二六	所在地	十和田市 三番町一 の二六
変更 年月日		平成 三・二・二五	

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和三年九月八日

青森県知事 三 村 申 吾

尾野敬八	名 称	居宅介護事業者	
	主たる事務所の所在地	居宅介護事業の種類	居宅介護事業所
つがる市稲垣五 町吉出鴨泊五 の四	尾野医院	尾野医院	つがる市稲垣五 町吉出鴨泊五 の四
令和 三・六・三〇	廃止年月日	令和 三・六・三〇	廃止年月日

青森県告示第六百十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和三年九月八日

青森県知事 三 村 申 吾

尾野敬八	名 称	介護予防事業者	
	主たる事務所の所在地	介護予防事業の種類	介護予防事業所
つがる市稲垣五 町吉出鴨泊五 の四	尾野医院	尾野医院	つがる市稲垣五 町吉出鴨泊五 の四
令和 三・六・三〇	廃止年月日	令和 三・六・三〇	廃止年月日

青森県告示第六百十五号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例」によ

る生活保護法」という。）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から名称を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和三年九月八日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区 分	名 称	所 在 地	変 更 年 月 日
		なの花薬局五戸東店	五戸東薬局	三戸郡五戸町字鍛冶屋窪上ミ三四の一	令和 三・八・一

青森県告示第六百十六号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例」による生活保護法」という。）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から居宅介護事業所の名称を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和三年九月八日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区 分	名 称	所 在 地	変 更 年 月 日
		株式会社 なの花東	八戸市石堂二丁目二四の三〇	五戸東薬局 なの花東店	三戸郡五戸町字鍛冶屋窪上ミ三四の一

青森県告示第六百十七号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から居宅介護事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和三年九月八日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前	区分	
				名称	居宅介護事業者
社会福祉法人 田がいき十和田	有限会社 ケアサポーター 美	十和田市 生町一 三番一七	十和田市 生町一 三番一七	名称	居宅介護事業者
訪問看護	訪問介護	訪問看護 ショーンズ ぐり村	ケアサポーター 美	名称	居宅介護事業者
十和田市 東三番一六	十和田市 東三番一〇	十和田市 大木沢 一本三	十和田市 東三番一〇	所在地	居宅介護事業者
令和 三・八・一	平成 三・二・五			年月日	変更

青森県告示第六百十八号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配

偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から介護予防事業所の名称を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和三年九月八日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区分	
		名称	介護予防事業者
株式会社 北の花東	八戸市 石堂二丁目二四の三〇	名称 <td>介護予防事業者</td>	介護予防事業者
介護予防 居宅療養 管理指導 局 五戸東薬	三戸郡 五戸町 鍛冶屋上ミ三四	名称 <td>介護予防事業者</td>	介護予防事業者
令和 三・八・一		年月日	変更

青森県告示第六百十九号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から介護予防事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和三年九月八日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	介護予防事業者	
	名称	主たる事務所の所在地
介護予防 事業の種類	名称	所在地
年月日	変更	

青森県告示第六百二十号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第六項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から介護予防・日常生活支援事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和三年九月八日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前
田が法人社会 い人生福 十生き社	
六三和 三番市 町一東 一の	
訪問介護 看護	
訪問看護 ステーション どんぐり村	
三和 一本木 沢九	三和 三番 町一 の東
令和 三・八・一	

変更後	変更前	区分
美ポケア有 ートア限 ト健サ社		名 称
三和十 七生和 一市 一の稲		主たる事務 所の所在地
サ訪問 ー問型 ービス		介護予 防・日常 生活支 援の種 類
美ポケア有 ートア限 ト健サ		名 称
三和十 七生和 一市 一の稲	三和十 三番 町三 〇の 二六	所 在 地
平成 三・二・五		変 更 年 月 日

青森県告示第六百二十一号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配

偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和三年九月八日

青森県知事 三 村 申 吾

尾野敬八	尾野医院	居宅介護 事業の種 類	居宅介護 事業所	廃 年 月 日 止
つがる市稲垣 町吉出鴨泊五 の四	つがる市稲垣 町吉出鴨泊五 の四	居宅療養 管理指導		令和 三・六・三〇

青森県告示第六百二十二号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和三年九月八日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	介護予防事業者	名 称	介護予防事業所	廃 年 月 日 止
主たる事務所 の所在地		名 称		
	介護予防 事業の種 類			

尾野敬八
つがる市稲垣泊町の四吉出鴨
介護予防 住宅 管理 指 導
尾野医院
つがる市稲垣泊町の四吉出鴨
令和 三・六・三〇

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円